

道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件の共用書式による処理について

昭和63年4月6日刑二第85号高等裁判所長官，地方，家庭裁判所長  
宛事務総長通達

改正 平成元年9月28日刑二第177号  
平成2年11月26日刑二第283号  
平成3年4月30日刑二第87号  
平成4年10月21日刑二第216号  
平成6年3月15日刑二第74号  
平成8年8月23日刑二第231号  
平成8年9月24日刑二第256号  
平成9年10月15日刑二第245号  
平成14年4月24日刑二第144号  
平成14年12月13日刑二第400号  
平成18年5月22日刑二第00232号  
平成19年5月8日刑二第00348号  
平成19年9月5日刑二第00553号  
平成22年10月1日刑二第00523号  
平成25年11月20日刑二第455号  
平成29年2月24日刑二第75号

標記の共用書式（以下「交通切符」という。）による処理について，法務省及び警察庁と協議の上，下記のとおり定めましたので，昭和63年5月1日からこれによつてください。

なお，昭和43年6月13日付け最高裁刑二第129号事務総長通達「道路交通法違反事件および自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件の共用書式による処理について」は，昭和63年4月30日限り，廃止します。

おつて，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 交通切符の様式及び構成

- 1 道路交通法違反事件のうち道路交通法第9章の規定による通告を要しない事件（同法第130条第2号所定の事由により告知又は通告をすることができなかつた者に係る事件を除く。以下「非反則事件」という。）の処理のための交通切符の様式及び構成は，別紙様式第1の「道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式」（以下「交通切符（甲）」という。）のとおりとする。ただし，各葉の表の「(5)違反事項・罰条」欄中⑥，⑦及び⑧の欄には，各地の実情に応じた違反事項及び罰条を不動文字として掲げて差し支えない。
- 2 道路交通法違反事件のうち反則金を納付しないため公訴が提起される事件（道路交通法第130条第2号所定の事由により告知又は通告をすることができなかつた者に係る事件を含む。以下「反則金不納付事件」という。）の処理のための交通切符の様式及び構成は，別紙様式第2の「反則金不納付事件迅速処理のための共用書式」（以下「交通切符（乙）」という。）のとおりとする。
- 3 自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項違反事件（以下「保管場所法違反事件」という。）の処理のための交通切符の様式及び構成は，別紙様式第3の「自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件迅速処理のための共用書式」（以下「交通切符（丙）」という。）のとおりとする。
- 4 交通切符（甲），交通切符（乙）及び交通切符（丙）の各葉の表の「(2)違反車両」欄には，各地の実情に応じた車両の種類を不動文字として掲げる。

第2 交通切符（甲）及び交通切符（丙）による事件の処理を行う庁

交通切符（甲）及び交通切符（丙）による事件の処理を行う庁は，刑事事件については刑事局長が，少年事件については家庭局長が，法務省及び警察庁と協議の上，それぞれ別途通達する。

第3 交通切符（乙）の使用

交通切符（乙）については，各簡易裁判所において，取扱事件の数，処理方式等を勘案し，検察庁と協議の上，これを使用することができるものとする。

第4 交通切符による処理の要領等

交通切符による刑事事件の処理の一般的な要領等については刑事局長から，交通切符による少年事件の処理の一般的な要領等については家庭局長から，交通切符に関する所要経費等経理関係事項については経理局長から，それぞれ別途通達する。

別紙(1)  
(別紙様式第1)  
1枚目(表)

道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式

告知票・免許証保管証 (番号)																		
交付日時		年 月 日 午 時 分																
交付者及び氏名		(印)																
(1) 氏名	生年月日	年 月 日生 ( 歳)					職業	出頭										
	本籍	日時																
	住所	場所																
	免許証	第 号					公安委員会交付											
	保護者は先	住所	(電)					裏面記載のとおり										
	氏名	( 歳)	職業	続柄		午前 午後												
(2) 違反車両 ○印のもの	大型車	普通車	二輪車	原付車	軽車両	時												
	登録(車両)番号					号(自家用・事業用)												
男・女	(3) 違反日時	年 月 日 午 時 分 ころ							免許証保有・無									
歩行者	(4) 違反場所	付近道路																
(5) 違反事項・罰則 54・1・117の2(1)は、道路交通法六四条一項・二七条の二(一)号 54・1・117の2(1)は、道路交通法六四条一項・二七条の二(一)号		① 無免許等	<input type="checkbox"/> 無免許運転 <input type="checkbox"/> 酒酔い運転 <input type="checkbox"/> 酒気帯び運転(呼気0.15mg/l以上)		64・1・117の2の2(1)    65・1,117の2(1)    65・1,117の2の2(3),令44の3													
		② 速度超過	<input type="checkbox"/> 法定速度違反 <input type="checkbox"/> 指定速度違反		22・1,118・1(1),令11    22・1,4・1,118・1(1),令1の2 km/h    km/h    km/h													
③ 信号無視(赤色等) ④ 指定場所一時不停止 ⑤ 通行区分違反 ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ その他		<input type="checkbox"/> 高速 <input type="checkbox"/> 自専道 <input type="checkbox"/> 信号機信号(赤色) <input type="checkbox"/> 黄色)無視		7,4・1,119・1(1)の2,令2・1														
		<input type="checkbox"/> 指定場所一時不停止 <input type="checkbox"/> 指定場所一時不停止		43,4・1,119・1(2),令1の2    43,119・1(2)														
⑩ 補足欄 ⑪ 過失		<input type="checkbox"/> 右側通行 <input type="checkbox"/> 17・IV,119・1(2)の2		<input type="checkbox"/> 交差道路通行車両等の進行妨害 43,119・1(2)														
		<input type="checkbox"/> 警察署長の交通規制 5・1,令3の2		<input type="checkbox"/> 不注意による確認義務不履行 追加 <input type="checkbox"/> 信号 <input type="checkbox"/> 法定禁止場所 <input type="checkbox"/> 免許証携帯 <input type="checkbox"/> 速度 <input type="checkbox"/> 踏切 <input type="checkbox"/> 道路標識等の表示による禁止制限場所 <input type="checkbox"/> 同通行併 <input type="checkbox"/>														
(6) 反則制度不該当 ○印のもの	<input type="checkbox"/> 非反則行為	<input type="checkbox"/> 無免許・無資格 125・II(1)	<input type="checkbox"/> 酒気帯び <input type="checkbox"/> 麻薬等影響 125・II(2)	<input type="checkbox"/> 交通事故 125・II(3)	<input type="checkbox"/> 居所等不明 126・I(1)	<input type="checkbox"/> 逃亡 126・I(2)												
有効期限		年 月 日																
免許年月日	第一種免許	二・小・原		年 月 日														
	第二種免許	その他		年 月 日														
免許種類		有無	種	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
免許の条件		類	型	型	型	通	特	二	自	二	特	付	引	二	二	二	二	引
あなたの違反についておたずねしたいことがありますので、上記出頭日時に本書及び印鑑を持参して裏面下段記載の場所に出頭してください。																		

備考  
1 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときには、必ず携帯していなければなりません。  
2 運転免許証は、あなたが指定された日時及び場所に出頭したときに、この保管証と引換えに返還します。

1 枚目 (裏)

<p>即決裁判・略式手続説明書 区検察庁検察官</p> <p>あなたは、検察官のもとに出頭したのち、表 記違反事実について起訴されると簡易裁判所 の裁判を受けることになります。</p> <p>その場合、あなたに異議がなければ、公開の法廷で通常の規定による審判を受けるので はなしに、交通事件即決裁判手続法により、法廷に出頭し簡易な手続で即決裁判を受ける か、または刑事訴訟法の定めるところにより、法廷には出頭しないで裁判官に書面審理を してもらい略式手続による裁判を受けることもできます。これらの簡易な手続で裁判を受 けたときでも、もしその裁判に不服があればその裁判を受けた日から 14 日以内に正式裁判 の請求をすることができます。</p> <p>そこで、あなたが即決裁判手続または略式手続のいずれかによって裁判を受けることに 異議がなければ、その旨を明らかにするためあらかじめ(出頭する前に)自分自身で下の 申述書欄に署名しておいて下さい。(即決裁判手続または略式手続によることに異議がある ときは、署名しないままで出頭して下さい。その場合には、検察官があらためて出頭すべ き日時を指定することがあります。)</p>		<p>少年 20 歳未満の者の事件は、警察ま たは検察官から家庭裁判所に送 られたうえ、処分が決められます。家庭 裁判所が、刑事処分の必要があると認め て検察官に送り返した場合には起訴され ることになります。</p>
申 述 書	<p>通常の規定による審判を受けられることもよくわかりましたが、即決裁判手続ま たは略式手続のいずれかの手続によって審理されることに異議がありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名 <span style="float: right;">(印)</span></p>	
略式命令：即決裁判結果通知書		
(い) 事件名	道路交通法違反	(ろ) 被告人の氏名、年齢、職業、 住居、本籍：表記(1)のとおり
裁 判	主 文	被告人を罰金 円に処する。 これを完納することができないときは 金 円を 1 日 に換算した期間被告人を労役場に留置する。 第 1 項の金額を仮に納付することを命ずる。
	罪となる べき事実	被告人にかかる表記(2)、(3)、(4)、(5)記載の事実
	適 用 法 令	表記(5)記載の罰条 刑法 18 条、刑訴法 348 条
(に)裁判をした 裁判所及び年月日	簡易裁判所： 年 月 日	
(ほ)裁判官の官、 氏名	同庁 簡易裁判所判事	
<p>上記略式命令に対しては、告知を受けた日から 14 日以内に当裁判所に対し正式裁判の請求 をすることができる。</p>		
<p>上記は謄本である。 前同日同庁： 裁判所書記官 <span style="float: right;">(印)</span></p>		
<p>出頭場所 電話 (略図)</p>		

2枚目(表)

交通事件原票(番号)

(1枚目表に同じ。)

(6) 反則制度不 該当 ○印のもの 決裁印	<input type="checkbox"/> 非反則 行為	<input type="checkbox"/> 無免許・無資格 125・II(1)	<input type="checkbox"/> 酒気帯び <input type="checkbox"/> 麻薬等影響 125・II(2)	<input type="checkbox"/> 交通事故 125・II(3)	<input type="checkbox"/> 居所等不明 126・I(1)	<input type="checkbox"/> 逃亡 126・I(2)
捜査報告書(番号)						
年 月 日 警察署 警察署長殿 司法巡査						
上記(1)の者にかかる(2)、(3)、(4)、(5)の違反事実を{ <input type="checkbox"/> 現認 <input type="checkbox"/> 認知}し、(6)の事実を 確認したからその状況等を報告する。なお、違反者は、上記違反事実について、 年 月 日次のとおり供述書を作成した。						
供述書	私が上記違反をしたことは相違ありません。事情は、次のとおりであります。					
年 検			氏 名		裏面に続く	

特 記 事 項			
起 訴 状		裁判所 受 付	
<p>表記(1)にかかる(2)、(3)、(4)、(5)記載の道路交通法違反被告事件につき公訴を提起し  <input type="checkbox"/>略式命令 (○印のもの) } を請求する。  <input type="checkbox"/>即決裁判</p> <p>本件につき { <input type="checkbox"/>刑法 461 条の 2 の I 項 (○印のもの)  <input type="checkbox"/>交通事件即決裁判手続法 4 条 II 項 } の手続をし異議のないこと          を確かめた。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 区検察庁          検察官副検事</p> <p style="text-align: center;">簡易裁判所殿 <span style="float: right;">(印)</span></p>			
科刑意見：罰金		円 (仮納付)	
甲) 略式命令 (刑訴法 461 条の 2 の II 項の書面を確認した) 乙) 交通事件即決裁判手続調書事項 (○印のもの)			
(い) 事件名	道路交通法違反	(ろ)被告人の氏名、年齢、職業、 住居、本籍：表記(1)のとおり	
裁 判	主 文	被告人を罰金 円に処する。 これを完納することができないときは金 円を 1 日 に換算した期間被告人を労役場に留置する。 第 1 項の金額を仮に納付することを命ずる。	
	罪 とな る べき 事 実	被告人にかかる表記(2)、(3)、(4)、(5)記載の事実	
	適 用 法 令	表記(5)記載の罰条 刑法 18 条、刑訴法 348 条 (甲の場合) 交通事件即決裁判手続法 15 条 (乙の場合)	
(に)裁判をした裁 判所及び年月日	簡易裁判所： 年 月 日		
(ほ)裁判官の官、 氏名	同庁 簡易裁判所判事 (印)		
(甲の場合) 上記略式命令に対しては、告知を受けた日から 14 日以内に当裁判所に対し 正式裁判の請求をすることができる。			
A) 交通事件即決裁判手続調書 上記(ろ)に対する上記違反事件について(に)記載の年月 日、裁判所において(ほ)記載の裁判官及び当職列席のうえ 開廷し、同裁判官は上記(は)のとおり裁判を宣告した。		裁判官認印	B) 送達報告書 上記略式命令の謄 本は即日被告人に 交付送達した。
A B (○印のもの) につき 前同日同庁：裁判所書記官		(印)	
確定の日		年 月 日	

3枚目(表)

徴収金原票(番号)

(1枚目表に同じ。)

(6) 反則制度 不該当 ○印のもの	<input type="checkbox"/> 非反則 行為	<input type="checkbox"/> 無免許・無資格 125・II(1)	<input type="checkbox"/> 酒気帯び <input type="checkbox"/> 麻薬等影響 125・II(2)	<input type="checkbox"/> 交通事故 125・II(3)	<input type="checkbox"/> 居所等不明 126・I(1)	<input type="checkbox"/> 逃亡 126・I(2)
裁判の日	年 月 日	略式 即決	裁判官			
確定の日	年 月 日	作成の月日				
執行すべき金額						
労役場留置	1日の換算金額		円	留置 日		
処 分	年 月 日	事 由	処分番号	処分済金額	未済金額	
検察官指揮印	徴収主任印	最終処分者印	作成者印	原票		
				年 号		

3枚目(裏)

執 行 手 続	納付告知書(甲・乙)		発出	年 月 日	納付 期限	年 月 日	領収	年 月 日		
	督	督促状(甲・乙)・他		発出	年 月 日	納付 期限	年 月 日	領収	年 月 日	
		督促状(甲・乙)・他		発出	年 月 日	納付 期限	年 月 日	領収	年 月 日	
	促	督促状(甲・乙)・他		発出	年 月 日	納付 期限	年 月 日	領収	年 月 日	
		督促状(甲・乙)・他		発出	年 月 日	納付 期限	年 月 日	領収	年 月 日	
	納付延期		年 月 日許可			期 限	年 月 日			
	納付延期		年 月 日許可			期 限	年 月 日			
	収 容 状	発付	年 月 日 署				発付簿第 号			
		結果	年 月 日				取消し	年 月 日		
	状	発付	年 月 日 署				発付簿第 号			
結果		年 月 日				取消し	年 月 日			
労 務 場 留 置	指揮	年 月 日						署・刑務所		
	留置期間	日				指揮簿第 号				
	結果	年 月 日				取消し	年 月 日			
	変更指揮	年 月 日								
強 制 執 行	命令	年 月 日				て ん 末 等				
	依頼	年 月 日 法務局								
	執行すべき金額 円									
調 査	年 月 日									
備 考										

4 枚目 (表)

取 締 り 原 票 ( 番 号 )

( 1 枚目表に同じ。)



4 枚目 (裏)

(都道府県の実情による。)
---------------

(注意) 1 枚目 (表) の (2) 欄について、各庁の実情に応じ、「事業用」に代えて「営業用」とすることは差し支えない。

別紙(2)

(別紙様式第2) 反則金不納付事件迅速処理のための共用書式

1枚目(表)

(1) 氏名	年齢	年 月 日生 ( 歳 )		職業	
	本籍				
	住居				
	(2) 違反車両	大型車	普通車	二輪車	原付車
(○印で囲んだもの)	登録(車両)番号				号
(3)違反日時	平成 年 月 日 午 前 後 時 分 ごろ				
少	(4)違反場所				
(5) 違反事項・罰条	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     原票に同じ。                      交通反則切符二枚目交通事件                 </div>				
<b>起 訴 状</b>					
<p>上記(1)の者に対する上記(2), (3), (4), (5)記載の道路交通法違反被告事件につき公訴を提起し                  { 略式命令 (○印のもの) 即決裁判 } を請求する。                  本件につき略式手続又は即決裁判手続についてわかりやすく説明し、かつ、通常の規定に従って審判を受けることができる旨を告げ、略式手続又は即決裁判手続によることについて異議がないかどうかを確かめたところ、被疑者は異議がない旨を申し立て、裏面の申述書でその旨を明らかにした。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">区検察庁検察官 ㊟</p> <p style="text-align: center;">簡易裁判所殿</p>					
科刑意見：罰金				円(仮納付)	
年 検			裁 判 所 受 付		

1 枚目 (裏)

甲) 略 式 命 令 乙) 交通事件即決裁判手続調査事項		(○印のもの)
(い) 事件名 道路交通法違反		(ろ) 被告人の氏名, 年齢, 職業, 住居, 本籍: 表記(1)のとおり。
(は) 裁 判	主 文	被告人を罰金 円に処する。 これを完納することができないときは金 円を1日に換算した期間被告人を労 役場に留置する。 第1項の金額を仮に納付することを命ずる。
	罪となる べき事実	被告人にかかる表記(2), (3), (4), (5)記載の事実
	適 用 法 令	表記(5)記載の罰条 刑法 18 条 刑訴法 348 条(甲の場合) 交通事件即決裁判手続法15条(乙の場合)
(に) 裁判をした裁 判所及び年月日		簡易裁判所: 平成 年 月 日
(ほ) 裁判官の官 氏 名		同庁 簡易裁判所判事 ㊟
(甲の場合) 上記略式命令に対しては, 告知を受けた日から14日以内に当裁判所に対し正式裁判の請求をする ことができる。		
A) 交通事件即決裁判手続調査		裁 判 官 認 印
上記(ろ)に対する上記違反事件について(に)記載の年月日裁判所において(ほ) 記載の裁判官及び当職列席のうえ開廷し同裁判官は上記(は)のとおり裁判を宣告した。		B) 送達報告書  上記略式命令の聯 本は即日被告人に 交付送達した。
A B (○印のもの)につき 前同日同庁: 裁判所書記官 ㊟		
確 定 の 日		平成 年 月 日
申 述 書	通常の規定による審判を受けられることもよくわかりましたが, 略式手続又は即決裁判手続 のいずれかの手続によって審理されることに異議がありません。  平成 年 月 日 氏 名 ㊟	

2枚目 (表)

(1)					
	(2)				
(3)					
(4)					
(5)					

(二枚目表に同じ。)

2枚目（裏）

略式命令：即決裁判結果通知書		
(い)		(ろ)
(は) 裁		(一枚目裏に同じ。)
判	適用 法令	表記(5)記載の罰条 刑法18条 刑訴法348条
(に)		(一枚目裏に同じ。)
(ほ)		
<p>上記略式命令に対しては、告知を受けた日から14日以内に当裁判所に対して正式裁判の請求をすることができる。</p>		
<p>上記は謄本である。</p> <p style="text-align: center;">前同日同庁：裁判所書記官 <span style="float: right;">㊟</span></p>		

(注意) 1枚目(表)の(2)欄について、各庁の実情に応じ、「事業用」に代えて「営業用」とすることは差し支えない。

別紙(3)

(別紙様式第3) 自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件迅速処理のための共用書式  
1枚目(表)

告 知 票 (番号 )		
交 付 日 時	年 月 日 午 前 後 時 分	
交 付 者 の 所 属 名	(印)	
(1) 氏 名	生 年 月 日 年 月 日 生 ( 歳 ) 職 業	
	本 籍	
	住 所 (電 )	
	免 許 証 第 号 年 月 日 公安委員会交付	
	保 護 者 は 先 勤 務	住 所 (電 )
		氏 名 ( 歳 ) 職 業 続 柄
(2) 違 反 車 両 の 印	大 型 車 普 通 車 自 事 家 業 用 用 登 録 (車 両) 番 号	
	号	
少	(3) 違 反 日 時 年 月 日 午 前 後 時 分 ごろから	
	年 月 日 午 前 後 時 分 ごろまで	
男・女	(4) 違 反 場 所 付近道路	
(5) 違 反 事 項 ・ 罰 条	自動車の保管場所の確保等に関する法律違反	
	長時間駐車 17・II(2)、附則Ⅲ、 令附則Ⅲ <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 12 時間以上 11・II(1) ( 時 分間)</li> <li><input type="checkbox"/> 夜間 8 時間以上 11・II(2)</li> </ul> ( 日 没 月 日 午 後 時 分 ) ( 日 出 月 日 午 前 時 分 )	
出 頭		
あなたの違反についておたずねしたいことがありますので、 年 月 日 午 時 に本書および印鑑を持参して下記の場所に出頭してくださ い。 出 頭 場 所 電 話 (略 図)		

を  
 印で  
 違反事項・罰条  
 の数字  
 の下

17・II(2)は、自動車の保管場所の確保  
 等に関する法律十七條二項二号、  
 附則Ⅲは、同法附則Ⅲ、令附則Ⅲ  
 は、同法施行令附則Ⅲの例による。



2枚目(表)

交通事件原票(番号)	
(1枚目表に同じ。)	
決裁印	捜査報告書(番号)
	年 月 日 警察署 司法 警察署長殿
(□印は○で囲んだもの)	
上記(1)の者にかかる(2)、(3)、(4)、(5)の違反事実を認めたからその状況等を報告する。 なお、違反者は、上記違反事実について、年 月 日次のとおり供述書を作成した。	
供述書	私が上記違反をしたことは相違ありません。事情は次のとおりであります。  氏名
<input type="checkbox"/> 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令4条の適用除外事由なし。	
<input type="checkbox"/> 日没・日出は、 によって確認した。	
年検	裏面に続く





3枚目(表)

徴収金原票(番号)					
(1枚目表に同じ。)					
裁判の日	年 月 日略式	裁判官			
確定の日	年 月 日	作成の月日			
執行すべき金額					
労役場留置	1日の換算金額 円		留置 日		
処 分	年 月 日	事 由	処分番号	処分済金額	未済金額
検察官指揮印	徴収主任印	最終処分者印	作成者印	原票  年 号	

3 枚目 (裏)

執 行 手 統 制	納付告知書(甲・乙)		発出	年 月 日	納付 期限	年 月 日	領収	年 月 日		
	督	督促状(甲・乙)・他		発出	年 月 日	納付 期限	年 月 日	領収	年 月 日	
		督促状(甲・乙)・他		発出	年 月 日	納付 期限	年 月 日	領収	年 月 日	
	促	督促状(甲・乙)・他		発出	年 月 日	納付 期限	年 月 日	領収	年 月 日	
		督促状(甲・乙)・他		発出	年 月 日	納付 期限	年 月 日	領収	年 月 日	
	納付延期		年 月 日 許可			期 限	年 月 日			
			年 月 日 許可			期 限	年 月 日			
	収 容 状	発付	年 月 日 署				発付簿第 号			
		結果	年 月 日				取消し	年 月 日		
		発付	年 月 日 署				発付簿第 号			
結果		年 月 日				取消し	年 月 日			
労 務 場 留 置	指揮	年 月 日						署・刑務所		
	留置期間	日				指揮簿第 号				
	結果	年 月 日				取消し	年 月 日			
	変更指揮	年 月 日								
強 制 執 行	命令	年 月 日				て ん 未 等				
	依頼	年 月 日 法務局								
	執行すべき金額				円					
調 査	年 月 日									
備 考										

4 枚目 (表)

取 締 り 原 票 ( 番 号 )
( 1 枚目表に同じ。)

(注意) 1 枚目 (表) の (2) 欄について、各庁の実情に応じ、「事業用」に代えて「営業用」とすることは差し支えない。